

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和5年5月26日（金）			
会議時間	開会	午前10時00分	閉会	午前11時27分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 沼倉 憲二		副委員長 佐藤 幸淑	
	委員 小岩 寿一		委員 千葉 栄生	
	委員 佐々木 久助		委員 佐藤 浩	
	委員 武田 ユキ子		委員 千葉 幸男	
遅刻	遅刻 千葉栄生委員			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	熊谷局長補佐兼調査係長、石川主査			
出席説明員	総務部長、総務部次長兼財政課長 ほか2名 選挙管理委員会事務局長 ほか1名			
本日の会議に付した事件	所管事務調査 ・投票率向上への高校生への取組と課題について ・公共施設等総合管理計画の廃止施設の現状について ・先進地視察について ・その他			
議事の経過	別紙のとおり			

# 総務常任委員会記録

令和5年5月26日

(午前10時00分 開会)

委員長 : おはようございます。

ただいまの出席委員は7名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会します。

千葉栄生委員より、遅参の旨、届出がありました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりであります。

本日の調査に当たり、当局から総務部長、選挙管理委員会事務局長の出席を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、議長を通じて、総務部長、選挙管理委員会事務局長の出席を求めることといたします。

暫時休憩します。

(休憩 10:01~10:02)

委員長 : 再開します。

初めに、投票率向上への高校生への取組と課題についてを議題とします。

この議題につきましては、総務常任委員会の調査項目に位置づけているものであります。

令和3年11月に選挙管理委員会から一度説明を受けておりますが、本日は、本市における令和5年度の投票率向上への取組などについて説明をいただき、質疑を通じてさらに理解を深めたいと思います。

それでは、当局の説明を求めます。

菅原選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長 : それでは、選挙管理委員会のほうから、投票率向上への高校生への取組と課題ということで、御説明させていただきたいと思います。

資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず初めに、投票率の状況について御説明をさせていただきたいと思います。

資料の2ページを御覧いただきます。

10代の投票率についてということでの調査内容をお示しいただきましたので、10代の投票率を上段に、それから全体の投票率、全世代を通じての投票率を下段に記載をしております。

本日の所管事務調査のテーマとしましては、高校生への取組ということで頂戴しておりますけれども、投票率の区分に当たりましては、当然、選挙人名簿に高校生、学生という区分はございませんので、10代、18歳、19歳の投票率ということで御説明をさせていただきますので御容赦いただきたいと思います。

直近の4つの選挙、昨年の参議院議員通常選挙、それから令和3年度の衆議院議員総選挙、一関市議会議員選挙、それから、令和元年度の岩手県知事選挙ということで、直近の4つの選挙を執行期日順に掲載をしております。

グラフの見方でございますけれども、グレーの表示が一関市の数値、それから赤の部分が岩手県の数値それから青の部分が全国の数値ということになります。

令和元年度の岩手県知事選挙につきましては一関市の10代の投票率は39.24%に対して、岩手県は37.85%ということで岩手県全体の投票率は上回っている状況でございました。

市議会議員選挙については、39.98%ということでございます。

それから令和3年度の衆議院議員総選挙、小選挙区の分の投票率になりますが、一関市が38.44%、岩手県が45.83%、全国は43.21%となっております。

令和4年7月、昨年の参議院議員通常選挙の選挙区選挙につきましては、市が34.72%、県が34.88%、全国では35.42%ということになっております。

衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙におきましては、岩手県の数値、それから全国の数値を残念ながらちょっと下回っているという状況になっております。

下段の全体の投票率ですが、令和元年の岩手県知事選挙は一関市が57.82%、岩手県が53.46%、市議会議員選挙につきましては全体で58.62%、それから令和3年度の衆議院議員総選挙につきましては、市が59.0%、県が60.38%、全国では55.93%、昨年の参議院議員通常選挙の選挙区につきましては、市が54.69%、県が55.38%、全国が52.05%というような状況となっております。

御覧いただきましたとおり、10代の投票率は全体の投票率に比べますと県、全国含めてでありますけれども、低調と言いますか、低いような状況でございます。

ちなみに、衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙の10代の投票率、県内14市の中でどれぐらいの順位かということで御説明申し上げますと、令和3年度の衆議院議員総選挙につきましては、県内14市のうちで11番目の数字となっております。

令和4年度の参議院議員通常選挙につきましては、県内14市のうち5番目の順位ということになっております。

このように衆議院議員総選挙よりも参議院議員通常選挙のほうが順位的に見れば、他市との比較で見れば、幾らか高いという状況でございます。

参考としまして、全体の投票率、衆議院議員総選挙それから参議院議員通常選挙の部分も、県内14市での順位ということで申し上げますと、衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙とも一関市は県内14市の中で9番目というような順位でございました。

状況としてはこのようになっているところでございます。

2点目としまして、投票率向上に向けた取組ということでお話をさせていただきたいと思っております。

資料につきましては、また1ページのほうにお戻りをお願いいたします。

まず1点目として若者の投票立会人の募集を行っております。

若い世代の方に政治や選挙に関心を持ってもらうため、18歳から29歳までの若者を対象に投票立会人の募集をしております。

この投票立会人につきましては、応募いただいた方につきましては、30歳になるまでの間、投票立会人登録者名簿、こちらのほうに登録をいたしまして、選挙が行われる際に、選挙管理委員会のほうから、従事いただけるかということをお打診しまして、実際に従事を頂いているという状況でございます。

現在、投票立会人登録者名簿につきましては、現時点では15の方に登録を頂いております。

実際の従事状況でございますけれども、平成29年度の市議会議員選挙から昨年度の参議院議員通常選挙まで、立会人の従事者数、この若い世代の投票立会人の従事者数ということで各選挙の数字を記載しております。

このうち高校生、当時高校生であった方で従事いただいた方というのも、平成29年度の一関市議会議員選挙、衆議院議員総選挙、それから令和3年度の一関市議会議員選挙、参議院議員通常選挙では、それぞれ従事いただいた方がいるところでございます。

なお、この若い世代の投票率の立会人の募集につきましては、本年度も9月に執行が予定されております岩手県知事選挙、岩手県議会議員選挙に向けまして、新たな募集を現在進めているところでございます。

2点目としましては、親子連れ投票の推進ということで記載をしております。

こちらにつきましては、岩手県の明るい選挙推進協議会のほうで本年度の明るい選挙運動の実施計画において、積極的に進めていこうということで示されているものでございます。

公職選挙法におきまして、投票所には、基本的には選挙人と選挙の事務従事者しか入場できないということではありますが、選挙人に同伴してくる子供、年齢18歳未満の子供につきましては、親と一緒に投票所に入場できるということが公職選挙法上規定をされております。

この、親と一緒に投票に行くということが主権者教育にもつながると考えられますことから、制度の周知を図ろうということで県の明るい選挙推進協議会では取り組むこととしておりますので、一関市選挙管理委員会におきましても、これに合わせる形で進めていきたいということでございます。

親子連れで行くことについて、という部分でございますけれども、総務省が主権者教育、子供たちに対する主権者教育に関する調査というものを実施しておりまして、その調査結果でいきますと、子供の頃に親御さんが行く選挙について行ったことがあるという方は、ついて行ったことがない人と比べて、実際に投票した割合が20ポイント以上高いというような調査結果が出ております。

こういったことも踏まえまして、実際にその選挙権を手にしてからというよりも、小さい頃から選挙というものに親しむといえますか、実際に選挙というものを見てみる経験してみるということをしたほうが、後々の投票行動につながるというような部分もありますことから親子連れ投票ということが推進されているものと捉えております。

3点目としまして、高校生の投票率向上に向けた取組であります。

こちらについては、資料の3ページを御覧いただきたいと思っております。

この選挙啓発授業につきましては、岩手県明るい選挙推進協議会、それから岩手県選挙管理委員会、そして市の選挙管理委員会が連携をいたしまして、高校生に社会参加と政治・選挙に対する関心を持ってもらう機会をつくるため、市内の高等学校等において啓発のための授業を実施しております。

啓発授業につきましては、年度当初に県教育委員会のほうから、こういった授業を行いますということで、通知が各学校に行きまして、実施を希望する学校からの申込みを受けて実施をしているところでございます。

本年度につきましては、この資料の3ページ上段に記載しておりますが、千厩高等学校において4月に、それから花泉高等学校も4月に、それぞれ3年生を対象に実施しております。

本年度につきましては、今現在、実施が予定されておりますのは、大東高等学校、一関第一高等学校、それから、一関清明支援学校高等部、これら各校においても本年度、実施をする予定であります。

令和4年度以前の部分につきましては、こちらの資料の3ページ下段から7ページにかけて、それぞれ記載をしておりますが、各年度におきましても3校ないし4校、5校ぐらいのところでは毎年度実施をしているところでございます。

こちらについても継続的に実施しているものでございますけれども、こちらにつきましても、先ほど親子連れ投票のところ、総務省の主権者教育の調査という部分に触れさせていただきましたが、この総務省の主権者教育の調査におきましても、高等学校で選挙や政治に関する授業を受けた方の割合が、受けない人と比べて投票した割合が約7

ポイント高いというような結果が出ておりました、学校での模擬投票、模擬選挙を体験することが効果的だというような回答が多かったという状況でございます。

そういったところを踏まえて、実施しているところであります。

実際、その啓発授業が直接、投票行動に結びつくかというところはちょっとあれですけども、この啓発授業の結果として、実際に授業を受けていた高校生の方の意識がどのように変わったかという部分で、そのアンケート結果の一部を御紹介いたしますと、家族や友人と政治や社会問題について話すことがあるか、話してみようと思うか、でありますとか、実際に18歳になったら、既に18歳の方は自身の最初の選挙で投票に行こうと思うかという部分が、模擬投票、啓発授業の実施前、実施以後では、実施後のほうがそういった意識がより高くなっているということがアンケート結果から読み取れるところでございます。

そういったところで高校生の意識に訴えかける部分もあるかと思っておりますので、こちらにつきましては継続的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

委員長：ありがとうございました。

それでは、これより質疑を行いたいと思います。

佐々木委員。

佐々木委員：今、啓発授業の経過説明を受けたところですが、令和に入ってから模擬選挙の実施高校の動向をみると、千厩、大東、花泉と限られた高校だけで、そもそも選挙で問題になるのが、都市部と農村という視点でものを見ると、人口の多いこの市内の高校が、あまり実施の意思がないように資料上、見受けられるのですが、その辺の担当部署の捉え方と、あと、あくまでもこういうことやっていますよというように、御案内をして、学校の意思で実施されるものと思いますが、その辺の、生徒は毎年こう成長とともに変わっていくので、過去にやったからいいというものではなくて、やはり今の状況を踏まえて、毎年習慣というか適宜、実施していただければ理想なのかなという感じはします。

その辺の学校側が考えているところの反応の捉え方、そこら辺はどのように思っているのかということをお願いいたします。

委員長：菅原選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長：ただいま、継続して実施している高校がある、一方で、市内中心部に立地している高校がないという部分でございますけれども、委員からもお話がありましたとおり、この啓発授業につきましては、各学校の意思でということになります。

その実際に継続して実施して頂いている高校につきましては、その学校の年間行事的なものにおそらく位置づけてやって頂いているのだらうというように思います。

確かにお話しいただきましたとおり、市内の高校は東だけではなくて当然西地域にもございますので、全ての学校で可能な限り実施していただければという思いはございますけれども、いずれその学校全体の教育課程なり何なりも踏まえた上での学校の御判断だと思いますので、より積極的に取り組んでいただきたいという思いはございますけれども、選挙管理委員会といたしましては、その学校としての意思をまずは尊重させていただいた上でということと考えております。

委員長：佐々木委員。

佐々木委員：学校の意思を尊重するという前提の基にですが、今、置かれているこういう状況を踏まえて、選挙管理委員長の立場として、より、こう積極的な啓発、ようするに取組を促す行動という考えはお持ちでないのかあるのか、その辺はどうでしょうか。

委員長：菅原選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長：啓発授業に関しまして、一関市選挙管理委員会として単独でということころは、主催といいますか、岩手県選挙管理委員会、岩手県明るい選挙推進協議会と共催といいますか共同しての実施ということになりますので、その市独自で学校にPRできるかという部分につきましては、県の選挙管理委員会、県の明るい選挙推進協議会のほうとも相談はさせていただきたいというように思っております。

委員長：小岩委員。

小岩委員：先ほど、10代の投票率ということで、県内で一関市は、たしか5番目とかだったのですけれども、他の市町村が一関市より投票率がアップしているところはどのような要因でアップしているのでしょうか。

委員長：菅原選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長：今、委員のお話の中で一関市が5位ということでもございましたけれども、5番目というような位置だったのは昨年度の参議院議員通常選挙の10代での投票率が県内14市で5番目というようなところでございました。

選挙の投票率につきましては、10代の部分に限った部分ではないのですが、その選挙、例えば候補者が地元から出ているとか、当然、啓発は必要ですが、啓発以外の部分で左右される要素もあるかというように思っておりますので、一関市よりも投票率が高かったところが、どういう取組なのかというところまでは、まだ把握はできていないところです。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：例えば、ここにある2ページの資料の中では、令和3年度の市議会議員選挙、全体で58.62%だけれども、高校生、10代の方は39.98%ということなのだけれども、やはりこの全体の投票率がやはりこう低くなってきているというのを、高校生の方々が39.98%、約40%というのは何なのかだけれども、いずれ親たちがもっと投票率を上げる、私たちのときもそうだったけれども、やはり親が行くから親と一緒にいくとかということでの、選挙をやらなければ駄目なのだというような、家庭の中での話で若いときは選挙をしてきたのだけれども、やはり親御さんたちに対する、選挙管理委員会として高校生にはこういった出張みたいな、出前授業みたいに学校に行って、その辺の選挙のことについてのお話をするというのもいいけれども、その一般の市民の方々に対する啓発というのは明るい選挙推進委員が頑張っているのは分かるけれども、一般市民に対しての具体的な動きというのは考えていることはないのだろうか。

委員長：菅原選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長：今、委員から全体の投票率が低いというようにお話を頂戴しまして、確かに実際そういう傾向でございます。

前回のこの総務常任委員会の所管事務調査で主に市議会議員選挙の投票率でお話をさせていただいたかと思っておりますけれども、ちょっと資料がないからあれですが、年代的にみると10代、20代が低いのですが、前回の市議会議員選挙の例を見ますと、一番投票率が低くなった前回と比べてがんと落ちたというのは50代とか60代あたりというようなことで、その10代、20代の方の親世代の方ががんと低くなったというのが実態としてあります。

結局、それぞれ年を重ねていきますので、10代の方はいずれ20代、20代の方は30代に、いずれ子供だったのが親世代になっていくということになりますので、その全体の投票率を上げていくためには小さいうちからというのが全体の流れとしては当然ありますので、取り組んでいこうという部分になりますけれども、今現在そのまま実際の親世

代、例えば40代以上の方についてどのような啓発をしていくかという部分については非常に大きな課題だというように思っております。

その選挙の大切さ、政治の重要性みたいなものは当然、啓発の材料としてはあるにはあるかと思えますけれども、ただその学生さんのようにその選挙というものが将来的に自分の生活に大事なのだというところを、改めて大人の方というのちょっとどうなのかなというところもあります。

選挙管理委員会としてはいずれ選挙期日でありますとか、時間とか、あとは投票所の場所だとか、そういった基本的な情報をとりあえず有権者の方が知らなかったということにはならないように、こまめに情報発信していくことがまず必要かというように思っております。

ただ、広報媒体といいましてもちょっとなかなか限られるところはあるのですが、市のほうでは今度からLINEによる情報発信とかいろいろなその情報発信のツールの拡大も手段として広げる予定としておりますので、いずれ可能な限り利用できる手段は使ってその常時啓発というような形で取り組んでいければというように思っております。

委員長 : 佐藤浩委員

佐藤（浩）委員：市議会議員に限らずだけれども、前は、成人になると投票権が出るよということで成人式のときに、選挙できるようになったんだよ、投票してねというような啓発活動をやっていたけれども、今の成人式ではやっていないよね。

というのは、その成人が18歳まで下がったからやっていないと思うのだけれども、いずれそういった何かの機会を捉えてそういった、高校生なり、全体の人たちに訴えるその機会というか、そういうのがあればいいのかなと思うのと、もう一点、今後、やっていく上で、投票所は減らした、減らしてきた、今ちょっと説明もあったけれども、その投票する機会、場所が少なくなって、機会というよりも場所が少なくなってきたということも投票率が落ちる一つの要因かなと。

前に1回減らしたときに、一関市議会でも随分その辺やったことがあるけれども、選挙管理委員会のほうの話ではそんなバーンてほどではないと、ただでもそういった事実はあるということは言っていましたけれども、今後、電子投票というのをやはりやるようになってくると、そこの自分の、投票するということが手軽にパソコンやら何やらでできるということになってくると、おのずと上がってくると思うのです。

そういった意味で、国全体の中でのその電子投票などの考え方は進んでいるのだろうか。

その辺はこちらで情報をつかんでいることはあるのだろうか。

委員長 : 菅原選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長 : まず、冒頭で成人式での啓発のお話があったのですが、現在も成人式、二十歳の集いの際には、啓発物品、簡単なものですが啓発物品と投票立会人の募集のチラシを配布するような形で啓発は一応しております。

それで、今、投票所が投票環境改善実施計画の関係で縮減された部分についてもお話がありました。

一つの要因としては、当然あり得るかとは思いますが、最近の投票傾向を見ますと期日前投票が全体の投票の半分近くに迫る勢いになってきています。

国のほうでも期日前投票をよりやりやすくというような意図もあるかと思いますが、その期日前投票の宣誓書の理由を前はちょっと細かく書いて頂いていたのですが、それをある程度、簡略化といいますか、あまり細かく書かなくてもいいような形で省令を改正したりというようなことがありますのでその投票行動としては、投票日投票は当然あるのですが、期日前投票をよりやりやすくしようというような方向性にあるかと捉えていますし、あと、実際その期日前投票のほうが広がってきているという状況がございます。

ですので、全体の投票率の減少が、投票日投票所の減というものが、幾らか、当然、要因としては無視できないものはあるかもしれませんが、大きくはないのかというような捉え方はしております。

あと、メインで御質問いただいた電子投票の部分なのですが、正直言いますと今現在その大きな動きというのはございません。

電子投票については、いずれ公職選挙法で選挙人は投票所に行って投票しろというのがもう公職選挙法にはっきり書いてありますので、まずその投票所に行くという部分の法改正をしないと、あるいは特例法を設けないと、ちょっと電子投票というのは今の法制度的にはできないということになります。

全国の選挙管理委員会の連合会的な組織がありまして、公職選挙法の改正でありますとか、その選挙事務の運用の部分の改善点についての要望事項を取りまとめて総務省なりのほうに提出しているというところはあるのですが、そちらのほうの動きとしても今のところその電子投票に積極的にというのは動きとしては見えていないというのが正直なところではあります。

委員長 : 佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：その(2)の親子連れ投票のことなのだけれども、投票所にはあくまでも有権者しか入れないよという原則の中で、子供たちが一緒に来てということについてはまず認めるというか、それはいいのだけれども、親が書いた投票用紙を子供たちにせがまれて子供が投票している姿が随分あるのだけれども、その辺まず、いいじゃないかということをやっている。

本来投票をする、その有権者が投票箱に投票するということからすると、各投票所での投票立会人、責任者がその辺のことをどのように、委員会のほうで指示というか、何かが入ってしまったときには問題なので、その辺、投票管理者なり、立会人の方に指示か何かやっているのだから、そのままいいでしょうという選挙管理委員会の考え方なのだから、その辺示してもらえばいいなど。

委員長：菅原選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長：ただいま委員からお話がありましたとおり、投票用紙を投票箱に投函するのは、選挙人がということで当然規定されていますので、同伴のものが投函するというのは取扱上うまくないというのはそのとおりです。

投票事務従事者といいますか投票管理者の説明会におきましてもそういった部分については説明はしていますし、今回、親子連れ投票をということになりますので、子供と一緒に入ってもらうのはいいけれども投票、投函するのは選挙人だけというところは今度の知事選、県議選の投票管理者の説明会においても、そこは重ねて留意事項ということで示したいと思います。

委員長：武田委員。

武田委員：この資料1ページの(2)のところの文言が私はすところこう中に入らないのです。

正しく、親と一緒に子供、生徒、その他の年齢、18歳未満と一緒に投票に行くという文言が私としては、子供が投票に行くわけではないので、例えば親が子供と一緒に投票所に行って投票するという文言であれば、親が投票すると思うけれども、18歳未満の子供が親と一緒に投票所に行くということ、投票所に行くのはいいのだけれども、投票所に行くというのは子供が投票するというように読み取れるので、私の文章解釈能力が足りないのかと思いますが、いずれそれはそうとして、やはり選挙管理委員会ができることは限られているのだなというように思います。

ただただ、18歳になったからはい選挙に行きなさいと言っても、いずれ私どもは若いときに例えばよその町に転勤してしまったというようなときに、選挙があるということでもう地元の方を全く知らないような状況の中で、いずれどなたがどういう活動をして

いるか分からない中で、投票所でどれにしようかという話にもなりませんから、結果的にその尻込みをしてしまうと、それでおっくうになって優先順位を変えてしまうということが多々ありました。

ですから、まずはそういうような、前もっての研修ができる場所とか、そういう知識を持てる場所はどういうところにあるのだろうかということと、それからあとはこういう体験もそうなのでしょうけれども、前には一関市での中学生の模擬議会というようなものもしました。

ああいったものをかなり体験としては、自分がそういった立場になって政治に関心を持ってもらう機会になるのではないかと思います。これはまた選挙管理委員会とは担当が違いますからここで深掘りできる話ではありませんけれども、いずれ行けばいい話ではないし、投票すればいい話ではなくて、きちんとした認識を持って政治に関心を持った中で、その投票をしていただくというのが大前提で投票率だけが上がればいいという話ではないと私は思いますので、その辺のところの取り組みを今後どうしようかということだというように思いますが何か策があれば。

委員長：菅原選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長：まず先に冒頭でお話をいただきました、その資料の文言の件ですけれども確かに御指摘のとおりで、投票に行くのではなくて投票所に行くになりますので、そこについては訂正をさせていただきたいと思います。

主権者教育を高校生なり何なりのところから始めていくということで、選挙をすることがまず大事だという、進学なり就職なりでどこに行こうとも選挙なり投票なりということが重要だという意識を持ってもらうという意味での主権者教育なのかなというように捉えております。

模擬投票につきましても、今現在は、高等学校での実施が多いのですが、岩手県の選挙管理委員会で定めています、県の明るい選挙推進協議会とかで定めています啓発授業の実施要領としては主権者教育ということになりますので、小学校、中学校も対象とはしています。

ただ実際は、その教育課程の関係で、申込みいただくのは高等学校だけということにはなっておりますけれども、対象としては、小学校、中学校についても対象になっているということでございます。

投票率向上に向けてということについての具体的な策といいますと、なかなかこう、もちろん重要な課題としては認識はしておりますけれども、なかなか特効薬はないのかなというのが正直なところではあります。

逆にという言い方はあれですけども、実際に有権者の方がどういうように、なぜ投票になかなか行かない、行きづらいのかというところにつきましては、国の明るい選挙推進協会の全国組織とかでのアンケート調査等もありますので、そういったものも参考にしながら、引き続きの検討課題ということにさせていただきたいというように思います。

委員長：そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは以上で、投票率向上への高校生への取組と課題についての調査を終了いたします。

菅原選挙管理委員会事務局長におかれましては、お忙しいところありがとうございました。

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩します。

(休憩 10:39～10:42)

委員長：再開いたします。

次に、公共施設等総合管理計画の廃止施設の現状についてを議題といたします。

この議題につきましても、当総務常任委員会の調査項目に位置づけているものであります。

昨年10月に公共施設等総合管理計画の改定に関して当局から説明を受けているところであり、今年4月24日には当委員会でも廃止譲渡施設の現地調査を行ったところであります。

本日は現地調査を踏まえ、廃止対象施設の廃止に向けた具体的な進め方や利用者への説明状況などについて説明をいただき、質疑を通じて理解を深めてまいりたいと思います。

それでは最初に当局の説明を求めます。

千葉総務部長。

総務部長：お疲れ様でございます。

本日は、総務部から公共施設等総合管理計画における廃止施設の現状について説明をさせていただきます。

市では、平成29年3月に30年間の長期計画である公共施設等総合管理計画を策定しております。

また、この計画を着実に推進するため、10年ごとに3期に分けて、中期計画を定めており、この中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針を定め、公共施設等の縮減に向けた取組を進めているところであります。

本日は令和4年度の取組状況と、それから令和5年度の進め方について説明をさせていただきます。

詳細については財政課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員長：小野寺財政課長。

財政課長：それでは、お配りしております資料を使いまして説明をさせていただきます。

資料の1ページを御覧願います。

この資料はこれまで作成してまいりました公共施設白書、公共施設等総合管理計画、第1期中期計画、先導的な取組による施設保有の見直し方針の位置づけについて図にまとめたものでございまして、昨年10月の総務常任委員会で説明させて頂いております。

本日は説明を省略させていただきます。

2ページを御覧願います。

この図は、見直し方針において、廃止それから譲渡と区分した施設の進め方の手順について図にしたものであります。

この資料につきましても、昨年10月に説明させていただきましたので本日は説明を省略させていただきたいと思っております。

3ページを御覧願います。

施設保有の見直し方針による令和4年度の取組状況について説明を申し上げます。

公共施設等の縮減に向けた進め方ではありますが、施設保有の見直し方針における見直しの区分は廃止、譲渡、転用、規模縮小の4つとしておりまして、施設はそれぞれ廃止が25施設、譲渡が39施設、転用が3施設、規模縮小が6施設、合計73施設であります。

その下、1の公共施設等の縮減に向けた基本的な進め方についてですけれども、進め方については図のとおりで、施設の状態を確認し、次に、施設の利用者や関係団体などの意見交換の場を持ちまして、その後、意見交換の場などで出されました課題の洗い出しを行いまして、対応案の検討を行うという流れでございます。

令和4年度は主に、真ん中の丸二つの部分ですけれども、施設の利用者や関係団体などの意見交換とそれから課題の抽出に取り組んでまいりました。

取組の時期と内容については4ページとなりますので、4ページを御覧願います。

5月24日ですけれども、施設の所管課の担当者説明会を開催しまして、職員間で基本的な考え方について情報共有をいたしました。

その後、5月から12月にかけて、施設所管課からこれまでの経過、見直し方針、今後のスケジュールについて、関係団体、利用者などと意見交換を行いまして、頂いた御意見を踏まえまして課題などを抽出したというところでございます。

その後、1月から3月にかけてでございますけれども、財政課において、頂いた意見や課題を取りまとめ、令和5年度の取組の準備をしたというのが令和4年度の主な進め方でございます。

5ページを御覧いただきたいと思います。

5ページから7ページにつきましては、意見交換において頂いた主な意見を見直し区分ごとに整理したものでございます。

本日、総務常任委員会からは、廃止の区分についての説明をということでございましたので、本日は廃止の区分に係る説明を申し上げます。

その他の区分の御意見や意見交換の回数などにつきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

それでは5ページの3、席者からの主な意見のところとなりますけれども、見直し区分を廃止としている施設の御意見としては課題や要望の主なものとなりますけれども、代替施設の確保ですとか、施設の荒廃が心配だと、それから、避難場所となっている施設の取扱いについてどうするのだというような意見、それから施設が使用可能なうちは使用したいですとか、施設をこのまま存続させてほしいといった御意見をいただきました。

その他、廃止とする施設の選定に対する不満があるといったような御意見を頂いたところでございます。

少し飛びまして、7ページを御覧いただきたいと思います。

7ページは、ただいま申し上げました出席者からの御意見を基に見直し区分のとおり進めることについて、頂いた御意見を4つのグループに分類したものでございます。

Aは見直し区分の内容について可とするもの、それからBは見直し区分の内容について条件次第で可とするもの、Cは見直し区分の内容ではなくて、現状維持にしてほしいというような御意見、Dは現時点でこれは令和4年度末までの間に、考えがまとまっていないものということで未定というような整理をさせて頂いております。

AからDのグループごとの施設の分類については、8ページから11ページに整理しておりますので、後ほどお目通し願います。

廃止、譲渡、転用、規模縮小というような見直し区分ごとに、それぞれAからDまでのグループとして整理させて頂いております。

それから、施設ごとの意見交換の対象者ですとか回数につきましては、12ページから13ページにまとめておりますので後ほどお目通しいただきたいと存じます。

14ページを御覧いただきたいと思います。

14ページは、令和5年度の取組についてまとめております。

令和5年度の取組は先ほど説明をいたしました意見交換で出されました課題に対する市の対応について検討した後に、施設所管課において施設の利用者や関係の団体などの意見交換を引き続き行っていくということとなります。

また、令和5年度の意見交換に当たりましては、グループごとに段取りが異なりまして、譲渡・廃止・転用・規模縮小を可とするAグループの施設については引き続き見直し方針の達成に向けまして、意見交換を行い事務手続について、スケジュールなどを詰めていくということになります。

それから、譲渡・廃止・転用・模縮小を条件次第で可とするBのグループですけれども、この施設は条件に対する対応案を中心に意見交換を行いまして、課題をさらに整理していくというような作業になります。

それからCのグループの施設につきましては、施設の現状について情報をもう一度共有して頂いて、現状維持とする意見の根拠、どうして施設を維持してほしいのかというようなところをもう少し深く掘り下げまして、改めて課題を把握するという作業となります。

それからDのグループ、これは、こういった方向にしたらいいかということで、まだ方針、方向性を決めかねているというようなグループですけれども、このグループはCのグループと同様に、改めて課題を把握して、とりあえずその次のステップでありますAからCのグループに分類するという作業を進めていただくということになります。

令和5年度の取組については以上であります。

説明は以上となります。

よろしく願いいたします。

委員長：それでは、説明が終わりましたので、これから質疑を行いたいと思います。

佐藤幸淑委員。

佐藤（幸）委員：2点ほどお伺いいたします。

まず、今回見直しというようなところになるのですけれども、当初の計画では大体、公共施設を約3割、30%削減しないと財政的にも厳しいというようなところの入り口からスタートしたと認識しているのですが、今回の見直しによって、その辺の財政の見込み、廃止も何点か減っているというようなところとか譲渡も含めてですけれども、財政の見込みはどのように変化しているのかをお伺いします。

2つ目が、話し合いの中で条件をといるところを説明いただきましたけれども、この条件といわれる中身なのですから、これは話し合いの中でいろいろ意見交換をするとは思いますが、最終的には優先順位として決める、最終的には財務のほうを優先した考えに基づいて今後決定していくのか、それとも、市民の声を重視したところで最終決定をしていくのか、そのほか、何かあれば教えていただきたいと思います。

委員長　：小野寺財政課長。

財政課長　：まず最初の財政的な影響についてですけれども、実際にまだ廃止ですとか譲渡といったようなものが進んでおりませんので、まだそれは数字としては表れてこないかなというような段階であります。

第1期中期計画の計画期間は令和8年度までですので、見直し区分のとおり整理するという目標が令和8年度となります。

それで、廃止してもいいよというような御意見をいただいた施設については、順次廃止しますし、いやいや、そういうのをいきなり言われてもというところは、もう少し時間を頂きたいというような御意見もあるかと思っておりますので、市としても、こういうのは初めての取組となりますので、目標は目標として達成しようと思って作業は進めてまいりますけれども、皆さんの御意見を聞いて、どうようにしていくかということを決めていくようになるかと思っております。

それから2つ目の御質問をいただきました、財政優先にするのか、市民の声を優先するのかということにつきましても、これも初めての取組でございますので、見直し区分を決めたころと事情が変わっているのだと、例えば利用の実態が変わっているとか、それから、社会的な要因といいますか、住宅地ができたとか、そういったような社会的な要因とかで変わったということであれば、これはその見直し方針についても再検討しなければ駄目だという施設もあるかもしれませんので、そういったところも含めまして、どちらが優先というのを今の時点で言えないかと。

少なくとも見直し区分として廃止と決めたから必ず廃止しなければ駄目なのだというような、何て言うか、そういった条件が整わなくても廃止するのだということにはならないというように思います。

委員長　：佐藤幸淑委員。

佐藤（幸）委員　：非常に難しい判断だと私も思っております。

ただ、今後の一関市の未来のこと、将来のことを考えた場合、3割減というある程度の今、目標という答弁でしたけれども、やはり、きちんと捉えて進めていかなくは厳

しいのかというようにも片一方で思っているところがございますので、非常に難しい判断だとは思いますが、その計画の話合いの中で、ある程度方向性が決まった段階で、令和8年度には全体の何%減になりますというようなことをお示しいただければいいのかと思うのですが、そこら辺の対応はどのようなのでしょうか。

委員長：千葉総務部長。

総務部長：先ほど次長からも説明したところですが、この資料の1ページ目のところで、計画の位置づけということで左下のほうに中期計画というところがあります。

佐藤幸淑委員から先ほど管理計画、30年間で3割ということがあって、進捗管理をしていく中で、3期の中期計画に分けて、10年単位で進捗管理をというようなことで、令和8年度までにはおおむね1割というような目標でこの見直し方針をやっておりますので、この期間内にある程度その、譲渡ですとか廃止とか、できる部分についてはそれなりに面積的にもクリアしていくのかとは思いますが、転用とか、あとはやはり住民の方、市民の方と話し合いをした上で進めていきますので、ものによっては、その次の中期計画とかに先延ばしというようなことがあり得るというようなことにはなると思います。

ただその一方で、毎年度、施設最適化の予算として、ある程度計上して計画的に進めていっているところがございますので、減少していく面積とかも、その都度といいますか、各年度で、その進捗状況についてはこういう場とかで報告しながら、引き続き計画的に進めてまいりたいというように考えております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：5ページの、廃止の部分で主な意見の代替施設の確保、代替施設を整備するための云々というその代替施設というのは、どういうことなのかちょっと具体的に説明していただけますか。

委員長：小野寺財政課長。

財政課長：例えば、体育館を廃止するというようなところで、3か所を廃止したならば、どこか1か所を造れないのかとか、そういったような御意見を頂いております。

代替施設というのは、大体そういったような、集約したら新しい施設一つ建ててもいいのではないのかとか、そういったような御意見もございます。

委員長　：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：こういう施設は、そういった地域にあった施設の利用者の話だと思うのだけれども、同じその地域に欲しいというのではなくて、ほかでもいいからどこか新しいものを、3か所廃止するのだったら1か所造ってくれないかという話ですか。

要はその新たに自分たちの地域のところに代替施設が欲しいという話ではないのですか。

委員長　：小野寺財政課長。

財政課長：自分たちの地域に代替施設が欲しいというわけではなくて、集約する方向についてはいいでしょうと、ただ3か所、体育館をなくしたならば、1か所はどこか新しいところに造ってくれないかとそういうような御意見でした。

委員長　佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：それにはなんて答えたのですか。

委員長　：小野寺財政課長。

財政課長：今のところ、代替施設を新しく造るという計画はございませんので、減ったら減ったで、ちょっと別なところの、今ある施設がその代わりになるというような考え方をしていただきたいというような御説明です。

委員長　：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：いずれ廃止での意見を聞いている中で、やはり地域としては、何というか、できればそこに存続させたいのだという気持ちが結構あると思うのだけれども、だけどそれを言っていたら、この計画が全然進まなくなると思うので地域住民の方々の御理解を頂きながらやっていかなければならないのだろうけれども、そういった意見を今言ったように計画はないというだけではなくて、それであれば、その代わりのもので新たにではなく、ここを考えているという、矛先をどこかに向けるような説明もしていかなければならないと思うのですが、その辺どうなのですか。

委員長　：小野寺財政課長。

財政課長：おっしゃるとおりです。

そういった作業というのが令和5年度、令和6年度ぐらいに、令和6年度は実際に計画している期間3年間でやりましょうということにしているのですけれども、令和5年度はまさにそういったような説明なり作業なりという年になろうかと思えます。

それは廃止、Aグループ、Bグループのあたりで、そういったようなところでは、そのような説明というか、情報を共有していかなければ駄目かなというように思います。

委員長：武田委員。

武田委員：地元なり、それを利用している方々の声を聞くというのは大事ではありますが、そういう中でこういうようなグループ分けをされたとすれば、全体を包含したときにバランスがきちんと取れているかという話が私とすれば心配なところがあります。

例えば、条件つきでというところを私どもは施設に赴いたりしてきましたが、年間ですと1万人以上の利用者がいるというようなことで、既に、それは例えば廃止とか何とかではなくて、建て替えしてあげて使う場所を用意してやらなければならない、そういうタイミングに来ているものを我慢してもらってやってきたと。

しかしここで、そういった制度的なものに当てはまって廃止だと、その代替をどうするかという話になっても新しいものは建てませんよと。

では、我慢したのはどうなのと、それ以前にやはりこれだけの利用者があるということであれば、こういった話になる前に新築なり何なりの要望を出していったほうがよかったのではないかといろいろあるのだと思いますが、いずれ、それはそれとして、それぞれの利用者が主に、あるいは地域の方が主に、そういったことをまとめてここに来たということになると、本当にバランスが取れたこういう組立てになっているかということを経査しなければならないと私は思っているところがありますが、そういったタイミングというのはどこかですか。

委員長：千葉総務部長。

総務部長：今、お話しいただいたように施設を廃止、譲渡、転用、規模縮小という方向にしたものと、そのまま継続して使用するということについて、いろいろ説明会とか地域の方々とも御意見を伺った上で、こういう見直し方針で進んできているわけですが、その後こうやって進めた中でさらにまたこういうAとかBはある程度条件によっては可というようなこともありますけれども、CもしくはDについては、今後そういう方針で進めてきた中でさらに、こういう御意見があつて、廃止なり譲渡なりという部分につい

て、そこをまた検討しながらというか話し合いをした上で、これは、やはり当初の見直し方針のとおりにはいかないというような場合については、どこかの時期でと言ったら変ですけれども、いろいろな話し合いを進めていく中でさらに何か新たなステップというか、そういう場が必要な場合については、その時点でというようなことになろうかと思いません。

あらかじめ、ここまでいったらそういうような説明をというのはまだ考えていないというか、検討していない段階ですので、まずは住民の方々といろいろ話し合いを進めた上で、今示している方針にのっとった取組を進めていくという段階でございます。

委員長：武田委員。

武田委員：いずれ、そういったことが一番懸念されますので、最終的にはやはり地元のことなり利用者のことを十分にお聞きしながら、やはり公平というか、その話をよく理解して頂いて、快諾していただいたほうが割を食うようなことにならないように、私はごね得とか何とかというようなことになってはいけないと思います。

ですから、最初にきちんとした指針を出してお示ししたと、それを大幅に振れるということについては、やはり慎重にしていくというのがこの事業の私は根本にあると思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

委員長：小野寺財政課長。

財政課長：私、最初に発言で大分、柔らかくお話ししましたけれども、実際はこの方針のとおり進めて行くものだというように思っております。

それで、施設の担当課にも、そのように話はしておりますけれども、実際に廃止ですとか譲渡という区分にした施設については、施設最適化の事業費で修繕とか改修というのは当然に行えませんので、そういったことも踏まえまして、施設担当課の皆さんには説明をして頂いているところです。

ですので、この方針を決めたときと先ほど申し上げました条件がちょっと変わったというものの以外は基本的にはこの方針どおりに進めていただくものだというように御理解いただければと思います。

以上でございます。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：お疲れさまでございます。

私から意見交換の持ち方をお聞きしたいなと思います。

花泉地域あたりは7回とか、かなりの回数の話合いを持っているようですけれども、1回とかというところもあります。

その差というのは、働きかけをどのように行っているのかお知らせください。

委員長：小野寺財政課長。

財政課長：回数については、花泉地域の場合は地区ごとに行っているので、7回ということになっております。

ほかのところでは、大体1回説明をして、皆さんから御意見を頂いて、頂いた御意見を集約したというような段階となっております。

例えば、17番の尾花が森キャンプ場につきましても、それぞれの対象者を変えて3回実施したというような状況ですので、同じ対象者に何回もというような説明会ではありませんでした。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：話合いを、関係団体の方からこの日にしてほしいと言われているものなのか、行政のほうからこの日にやりますという働きかけをしているのか、それともお互いにこの日この日ということ調整し合っているのか今一度教えていただければ。

委員長：小野寺財政課長。

財政課長：施設ごとにそれぞれ異なるかとは思いますが、大方は、こちらで日程を組んで、それから関係する団体の方々の都合を聞いて、日程を組んで、それで御参集頂いて、御意見を頂いたという形で進めているところです。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：その回数が、ちょっと気になったのは、話合いが進んでいるところと進んでいないところとの差が出ているのかと思ったものですから、その確認の質問でございました。

ぜひ、武田委員も言ったように、地域の声を反映できるようにというか、多く聞いていくことが大切だと思うのでよろしく願いいたします。

委員長 : そのほか質疑の方はありませんか。

(「なし」の声あり。)

委員長 : なければ以上で質疑を終わりたいと思います。

以上で、公共施設等総合管理計画の廃止施設の現状についての調査を終了します。  
総務部長をはじめ当局の皆さんには、お忙しいところありがとうございました。  
ここで職員退室のため暫時休憩します。

(休憩 11:14~11:15 )

委員長 : 再開します。

次に、先進地視察を議題とします。

日程及び調査内容等を皆さんにお諮りしましたが、調整後の内容について、書記より報告させます。

石川書記。

書記 : 今回の先進地視察について、まずは、前回の委員会でお示した内容と変更点がありましたので報告します。

サイドブックの資料は、先進地視察について(変更後)を御覧ください。

こちら網掛けのある箇所が変更した箇所となりますが、当初、静岡県浜松市のテーマであった防災DXについて、愛知県豊橋市にお願いすることとし、豊橋市の最初のテーマであった公民連携について、静岡県沼津市にお願いすることとなりました。

理由は、防災DXについて、浜松市では受入れ可能だが、実証実験を始めている段階であり説明できないという条件つきでしたので、同テーマで視察受入れ実績のある豊橋市に視察のテーマについて変更の相談をし、了解いただいたものです。

公民連携については、新たに沼津市にお願いしたものです。

以上のことから、今年度の視察先は、愛知県豊橋市、静岡県島田市、静岡県沼津市の3自治体となります。

それぞれの自治体について、人口や面積などはサイドブックの資料の視察先資料を御覧いただければと思いますが、取組等については口頭で簡単に御説明いたします。

まずは、愛知県豊橋市ですが、人口約36万9,000人、面積262.00平方キロメートルの自治体となります。

ドローン導入による災害対策のほか、災害情報共有システム、防災アプリなど、防災分野におけるDXの推進に力を入れている自治体であります。

次に、静岡県島田市ですが、人口約9万6,000人、面積315.70平方キロメートルの自治体となります。

公共施設管理について、民間の管理業者が施設を一括して包括的に管理する仕組み、いわゆる包括管理システムを導入している自治体であります。

次に、静岡県沼津市ですが、人口約18万8,000人、面積186.82平方キロメートルの自治体となります。

公民連携に取り組んでおり、市が所有する公共施設及び公共空間について、民間事業者のアイデアやノウハウを生かした公共施設の公民連携などに取り組んでいる自治体であります。

日程等については、サイドブックの資料、行政視察計画（案）のとおりとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長：それでは、ただいま報告がありました。

今年度の行政視察は、7月5日水曜日から7月7日金曜日までの日程で行い、他市における先進事例の実態を見聞することにより、本市における施策の一助とするため、愛知県豊岡市、静岡県島田市及び沼津市において、ただいま申し上げた事業の視察を行うことといたしますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：異議ありませんので、さよう実施することとし、議長に対し、調査の実施及び委員派遣の処理を取り運びます。

なお、視察先に対する質問事項がありましたら、事前に視察先へ連絡しておきたいと思っておりますので、本日お配りした別紙より、6月2日金曜日までに事務局へ提出をお願いいたします。

2日までに皆さんから質問事項がなかった場合は、正副委員長に質問内容を御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：異議ありませんので、さよう決定しました。

後日、行政視察の開催通知をお送りいたします。

次に、視察についての役割分担を協議します。

暫時休憩します。

(休憩 11:21~11:24)

委員長 :再開します。

それでは、行政視察の記録、報告書案の作成担当については、愛知県豊橋市を佐藤浩委員、静岡県島田市を千葉栄生委員、静岡県沼津市を佐々木久助委員に担当していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 :異議ありませんので、さよう決定しました。

以上で、本日予定した案件を終わります。

そのほか、委員の皆さんから何かございませんか。

武田委員。

武田委員 :先ほど、担当部署担当者から説明をいただきましたが、これらの委員間討議とか、あるいは、まとめというのは、どこかでやらなければならないのではないかと思います。あまり先に行くと頭の中から飛んでしまうので、まだ12時までには時間がありますが。

委員長 :皆さんと、当初に12の項目のうち、ずっと詰めてきて、七つを先日、市長に提言いたしまして、今、五つ残っています。

それで、次回の委員会は、調査項目の市民所得(税収)の現状と地域づくりの現状について、当局から説明を受けたいと思います。

日程は、6月19日、月曜日の本会議終了後を一応予定して、調整を行いたいと思います。

そういうことで、ただいま武田委員からありましたように、あまり日にちを置かないで調査内容の対応をしていきたいと思いますが、次回は6月19日、本会議終了後を日程に入れながら、提言のまとめに向けて取り組んでいきたいと思いますが、そういう内容でいいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

委員長 :時間などの調整については事務局と正副委員長に御一任願いたいと思います。

なお、調査に当たりましては、総務部長、まちづくり推進部長の出席を求めたいと思いますが、そのような取り決めをすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 御異議ないようですのでさよう決定しました。

日程が決まり次第、開催通知を送付します。

それでは、繰り返し申し上げて恐縮ですが、行政視察先に対する質問事項等につきましては、6月2日までにひとつ、別紙により提出をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、本日の委員会を終了します。

御苦勞様でございました。

( 午前11時27分 終了 )